平成２６年（フ）第３５号
茨城県水戸市渡里町2904番地の２
債務者　小林恵美理
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２１号
山梨県南アルプス市飯野3526―１　サンライフ荻原白根103号、住民票上の住所山梨県韮崎市大草町若尾1042番地２
債務者　樋口　好文
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
愛知県小牧市間々本町232番地　パークサイド鈴Ａ棟202号
債務者　古舘　直人
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５号
三重県松阪市鎌田町1132番地１　サン・ブリエ303
債務者　辻井　　通
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第２７号
香川県高松市上福岡町774番地１
債務者　大西　旨春
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９８１号
福岡市早良区野芥３丁目３番９号
債務者　石橋　竹子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９８２号
福岡市早良区田村２丁目６番27号
債務者　前田　絹子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７４６号
福岡市早良区田村２丁目11番21号
債務者　村上　花枝
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８１４号
福岡県筑紫野市大字原166番31、住民票上の住所福岡県糟屋郡須恵町大字須恵132番地51
債務者　世良　　浩
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８１５号
福岡県筑紫野市大字原166番31、住民票上の住所福岡県糟屋郡須恵町大字須恵132番地51
債務者　世良　智子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９７０号
福岡県糟屋郡志免町志免４丁目２番11―503号
債務者　吉田　祐次
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２００２号
福岡市城南区南片江２丁目14番16―505号
債務者　福島　義広
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０１５号
福岡市東区原田４丁目９番６―１号
債務者　千北　伊織
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０６３号
福岡県春日市須玖南１丁目151番地森シヤトー202号
債務者　飯間　龍二
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０６４号
福岡県春日市須玖南１丁目151番地森シヤトー202号
債務者　飯間　雅代
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０６５号
福岡市中央区渡辺通２丁目３番27号
債務者　森高　秀幸
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０６６号
福岡市中央区渡辺通２丁目３番27号
債務者　森高千賀子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部